

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年3月5日)

【件名】

○米子市内の認定こども園における施設内虐待への対応について

(西部総合事務所県民福祉局) 2

子ども家庭部

米子市内の認定こども園における施設内虐待への対応について

令和6年3月5日
西部総合事務所県民福祉局

米子市内の認定こども園である米子ナーサリー・スクールについて施設内虐待の通報があり、同園に対し2月13日から、児童福祉法第46条第1項に基づき実施した特別指導監査において、施設内虐待等の不適切な事象が確認され、3月5日に文書による改善指導を行いましたので報告します。

1 施設概要

園名	種別	園児数 〈R6.3.1〉 (定員)	職員数	設置 年月日
米子ナーサリー・スクール (米子市新開7-3-27)	認定こども園	25名 (38名)	12名	H31.3.29

2 文書指導の内容

(1) 施設内虐待の発生

園の職員が複数回に渡って園児に対して大きな声で声をかける。特定の園児に対して威嚇と判断されるような発言等を行っていたことが確認された。

それにより、複数の園児が怖い思いをしたとの発言をしている。園児の中には、登園を嫌がる者や大人の男性に対して拒否反応を示す者もあった。そのため、保護者は園で子どもが安心して過ごすことができないとの不安に駆られ、転園を希望する者も複数出てきている。

これら行為は、園児に対する心理的虐待であり、施設内虐待であると判断される。

については、即時に施設内虐待が行われない措置を講ずること。

(2) 保護者との約束を順守していない

園が保護者と交わした約束である「特定の職員が園に立ち入らないこと」について遵守されていないことが複数回に渡って確認された。園が行った保護者との約束が守られておらず、保護者と密接に連携し、理解と協力を得るように努められていない状況である。

については、園において更なる事実確認を行うとともに、再発防止策を講ずること。

(3) 保護者の要請に基づく保護者会の開催をしていない

(1) 及び (2) について、複数の保護者から保護者会を開催して説明を行うとともに保護者の意見を聞いて欲しいとの声が寄せられているが開催がされていない。これは、保護者と密接に連携し、理解と協力を得るように努められていない状況である。

については、保護者会を早急に開催すること。

(4) 職員間のハラスメント事象

園の職員が他の複数の職員に対して、その面前でICレコーダーを破壊することを意図して机や床に複数回に渡って投げつけ、破壊した。また、大きな声を出すなどの行為を行った。これは、職場内でのハラスメント行為と考えられる。

については、園において更なる事実確認を行うとともに、再発防止策を講ずること。

3 今後の県の対応

- ・同園には、令和6年3月25日までに改善報告を県に提出するように指示している。
- ・県は同園から改善方向が示された後に、その対応策の実効性を確認するため、継続的に現地調査、指導を行う。
→改善が確認できない場合は児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告を行い、改善勧告に従わない場合は、県児童福祉専門分科会の意見を聴き、事業の停止又は施設の閉鎖を命じることを検討する。
- ・県内各園に対する現地指導等の際に、改めて施設内虐待等の不適切な事象が発生しないよう、周知・啓発を行う。